

処 分 基 準

令和 5 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 抠 条 項 : 第 7 5 条第 2 項
処 分 の 概 要 : 自動車の使用制限命令
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
道路交通法第 7 5 条第 1 項（自動車の使用者の義務等）
道路交通法施行令第 2 6 条の 6（自動車の使用制限の基準）
処 分 基 準 : 別添のとおり。
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通指導課指導第一係（電話 0742-23-0110）
備 考 :